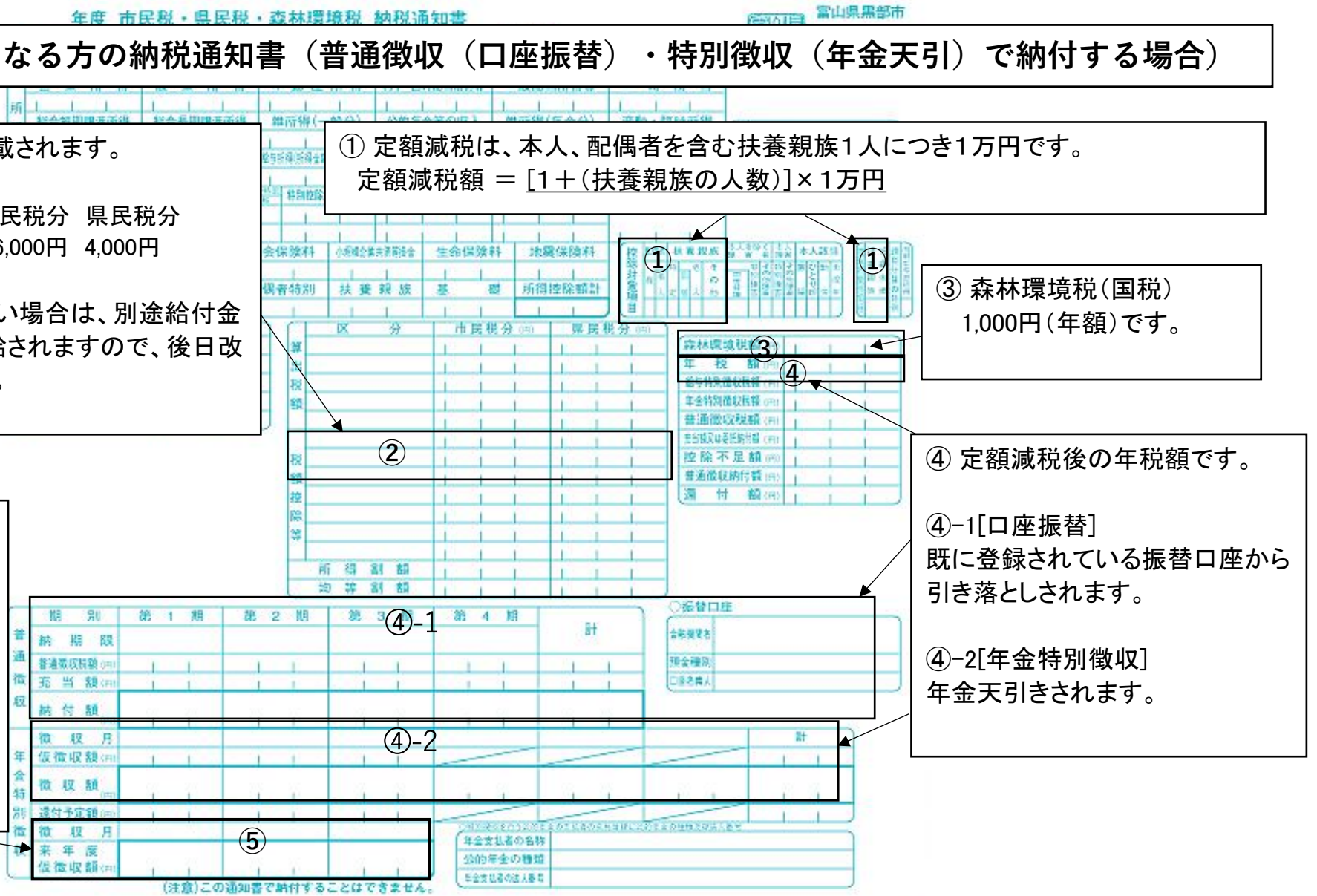
定額減税となる方の納税通知書（普通徴収（口座振替）・特別徴収（年金天引）で納付する場合）



② 定額減税が記載されます。

	市民税分	県民税分
例）定額減税額	6,000円	4,000円

定額減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されますので、後日改めてご案内します。

① 定額減税は、本人、配偶者を含む扶養親族1人につき1万円です。
定額減税額 ＝ [1＋（扶養親族の人数）]×1万円

③ 森林環境税（国税）
1,000円（年額）です。

④ 定額減税後の年税額です。

④-1[口座振替]
既に登録されている振替口座から引き落としされます。

④-2[年金特別徴収]
年金天引きされます。

⑤ 令和6年度の公的年金等に係る税額の1/2相当額が令和7年度の仮徴収額として令和7年4月、6月、8月の年金から天引きされます。